

徳島県告示第六百九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類		指定年月日
社 YNDLAB株式会社	徳島市国府町北岩延字三反 地七番地一	名 称 こころのさと bau m	所 在 地 徳島市国府町日開字中八八 六一	児童発達支援 放課後等デイ サービス		
						令和四年八月一日